

平川市スポーツ大会参加に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は市内在住の小・中学生のスポーツ活動及びスポーツ少年団活動の振興を図るため、各種競技大会（平川市学校教育振興会補助金交付要綱対象者を除く。）に出場する選手に対し、派遣する事業に要する経費について、当該年度の予算範囲内において、平川市スポーツ大会参加に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付要綱に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象基準)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる補助対象者は、予選並びに予選に準ずる大会で優秀な成績を収め、又は県小・中学校体育連盟及び各競技団体等から選抜され、全国大会及び東北大会等大会への参加資格を得た小・中学生の個人、若しくは選抜チーム・スポーツ少年団体等（以下「クラブ等」という。）とする。ただし、青森県内で開催される大会は補助対象外とする。
- 2 補助対象となる小・中学生とは、大会要項に定められた選手及び補欠選手で市内に在住する者とし、市外の小・中学校、市外クラブ等に所属する者も対象とする。なお、市内クラブ等に所属する者であっても市外に在住する者は対象外とする。
- 3 補助対象となる指導者とは、市内の学校またはクラブ等で日頃から指導に携わっている監督、コーチ等（以下「監督等」という。）1名とし、住所は不問とする。また、日頃市外のクラブ等へ指導している監督等であっても、前項に規定する者が選抜選手として大会に参加するチームの監督等になる場合には、市内に在住する者は対象とする。ただし、監督等を職業としている者、若しくは申請時に対象となる選手がいない場合は対象外とする。
- 4 補助対象選手が10名以上の場合は、補助対象者に監督等1名を追加することができる。
- 5 補助対象となる競技種目は、国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技である競技種目並びに日本スポーツ協会に加盟している団体等、又は各種競技連盟、スポーツ協会が主催し、若しくは共催する競技種目のほか、市長が適当と認める大会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、申請した大会経費に係る交通費、宿泊及び参加料とする。

(別表1のとおり)

- 2 他団体等より助成がある場合は、その金額を収入に計上し、それを控除した金額を補助対象経費とする。

(補助金額及び補助率)

第4条 補助金の額は補助対象経費の4分の3以内とし、補助対象地域及び補助金の上限額は別表2のとおりとする。ただし、補助対象者が2名以上の場合はそれぞれの補助金の額

を合算した額を上限とする。

- 2 前項の規定により得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 当該年度中に受けられる補助金交付回数は、原則として1人3回までとする。

(補助金の申請手続等)

第5条 補助金の申請は、スポーツ大会派遣事業に係る補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとし、当該申請書に次の書類を添付のうえ、大会当日から起算して原則として14日前までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 大会参加者名簿
 - (4) 大会開催の要項
 - (5) 予選となった大会の要項
 - (6) 予選の結果(賞状、新聞の切り抜き、トーナメント表等)
 - (7) 推薦または選抜されたことがわかる書類
 - (8) 交通費、宿泊費、大会参加費の根拠となる資料(見積等)
 - (9) その他、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、大会開催場所及び参加に係る宿泊場所と期間を所属校長に伝えたうえで補助金の申請を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平川市スポーツ大会派遣事業費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平川市スポーツ大会派遣事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 市は、第5条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定する。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、原則として事業の完了後に交付する。

(補助金の請求等)

第9条 補助金の請求は、スポーツ大会派遣事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月30日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書（様式第7号）の提出により行うものとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収証、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 当該大会の成績を証明するもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

区分	補助対象経費
交通費	(1) 鉄道、航空機、高速道路など開催地への移動までに支払う実額を補助対象経費とする。 (2) チーム等、複数人で車両等を利用する場合は、乗車人数で除して 1 人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
車両借上料 ※交通費として計上	(1) レンタカー及びバス代（補助対象者となる個人、又は所属する団体で使用する場合に限る）の支払う実額を補助対象とする。ただし、対象となる選手が乗車していない車両の経費は対象外とする。 (2) チーム等、複数人で利用する場合は、定員人数で除して 1 人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
宿泊費	(1) 宿泊のために支払う実額を補助対象経費とし、大会期間前日から終了前日に宿泊する分までとする。ただし、大会期間前に練習日等が定められている場合はその前日から大会終了前日に宿泊する分までとする。 (2) チーム等、複数人で宿泊する場合は宿泊人数で除して 1 人あたりの補助対象経費を算出することとし、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。ただし、1 人あたりの宿泊費が異なる場合は各々の宿泊費を補助対象経費とする。
大会参加費	(1) 大会要項等により規定され、支払う実額を補助対象経費とする。 (2) チーム等、複数人で参加する場合は参加人数で除して 1 人あたりの補助対象経費を算出する。なお、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

別表 2（第 4 条第 1 項関係）

補助対象地域	補助金の上限額 (小学生)	補助金の上限額 (中学生、監督等)
北海道	20,000円	30,000円
岩手、秋田	10,000円	10,000円
宮城、山形、福島	15,000円	25,000円
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城 栃木、群馬、山梨、長野	25,000円	40,000円
新潟、富山、石川、福井 岐阜、静岡、愛知、三重	30,000円	50,000円
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	45,000円	80,000円
鳥取、島根、岡山、広島、山口	50,000円	85,000円
徳島、香川、愛媛、高知	60,000円	105,000円
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	65,000円	125,000円
沖縄	75,000円	135,000円